# 平成18年田村市議会6月定例会会議録

(第1号)

議

員

O会 議 月 日   平成18年6月13日(火曜)
---------------------------

# 〇出 席 議 員(26名)

議 長 宗 像 公 一

1番 樽 井 義 忠 議 員 2番 大和田 博

3番 菊 地 武 司 議 員 4番 遠 藤 正 徳 議 員

5番 橋本 賢議員 6番 先﨑温容議員

7番 菅野善一議員 8番 白石治平議員

9番 吉田 豊議員 10番 長谷川 元 行議員

11番 半 谷 理 孝 議 員 12番 栁 沼 博 議 員

13番 橋 本 紀 一 議 員 14番 石 井 市 郎 議 員

15番 佐久間 金 洋 議 員 16番 猪 瀬 明 議 員

17番 松本熊吉議員 18番 橋本文雄議員

19番 村越崇行議員 20番 佐藤 忠議員

21番 箭 内 仁 一 議 員 22番 秋 元 正 登 議 員

23番 安藤嘉一議員 24番 石井忠治議員

25番 本田仁一議員

## 〇欠 席 議 員 (な し)

## 〇説明のため出席した者の職氏名

市長富塚宥暻助役鹿俣潔

収入役村上正夫総務部長相良昭一

生活福祉部長

企画調整部長 郡司健一 兼福祉事務所長 秋元正信

産業建設部長 塚原 正 滝根行政局長 青木邦友

大越行政局長 吉田良一 都路行政局長 新田 正

常葉行政局長	白 石	幸 :	男	船引行政局長	佐	藤	輝	男
総務部参事兼総務課長	佐 藤	健	吉	総務部財政課長	助	Ш	弘	道
企画調整部参事 兼観光交流課長	白 土	哲	<u> </u>	生活福祉部参事兼保健課長	加	藤	与	市
産 業 建 設 部 参事兼産業課長	坂本	謹威	知	教育委員会 委員長	白	岩	正	信
教育委員会教育長職務兼 教 育 次 長	条代理者 宗 像	泰	司	教育委員会教育総務課長	鈴	木	喜	治
選挙管理委員会 事 務 局 長	佐 藤	健	吉	代表監査委員	武	田	義	夫
監 査 委 員事務局長	渡辺	新 -	<del>_</del>	農業委員会事務局長兼総務課長	根	本	德	位
水道事業所長	助川	俊	光					

#### 〇事務局出席職員職氏名

 事 務 局 長
 白 石 喜 一
 総 務 課 長
 渡 辺 新 一

 主 任 主 査
 斎 藤 忠 一
 主
 事 渡 辺 誠

\_\_\_\_\_

## 〇議 事 日 程

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 報告第 1号 財団法人田村市滝根観光振興公社の平成17年度経営状況について

日程第 6 報告第 2号 株式会社田村市常葉振興公社の平成17年度経営状況に ついて

日程第 7 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について

日程第 8 議案第68号 田村市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について

- 日程第 9 議案第69号 田村市下水道事業分担金条例の制定について
- 日程第10 議案第70号 田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改 正する条例について
- 日程第11 議案第71号 田村市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第72号 田村市税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第73号 田村市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第74号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部 を改正する条例について
- 日程第15 議案第75号 田村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第76号 田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい て
- 日程第17 議案第77号 平成18年度田村市一般会計補正予算(第1号) について
- 日程第18 議案第78号 平成18年度田村市国民健康保険特別会計補正予算(第 1号)について
- 日程第19 議案第79号 平成18年度田村市老人保健特別会計補正予算(第1号) について
- 日程第20 議案第80号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1号)について
- 日程第21 議案第81号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第22 議案第82号 字の区域の変更について
- 日程第23 議案第83号 財産の取得について
- 日程第24 議案第84号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び 同組合規約の変更について
- 日程第25 常任委員会委員の辞任の件

\_\_\_\_\_

#### 〇本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

\_\_\_\_\_\_

#### 午前10時51分 開会

○議長(宗像公一) ただいまの出席議員数は26名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成18年田村市議会6月定例会を開会いた します。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程(第1号)のとおりであります。

日程第1 議席の指定

○議長(宗像公一) 日程第1、議席の指定を行います。

議場の変更がありましたので、改めて指定いたします。

議席は、ただいま着席の議席といたします。

\_\_\_\_\_\_

# 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(宗像公一) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第80条の規定により、会議録署名議員に1番樽井義忠君、2番大和田博君を指名いたします。

#### 日程第3 会期の決定

○議長(宗像公一) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員会において協議をいたしておりますので、 その結果について議会運営委員長より報告を求めることにいたします。議会運営委員長先 崎温容君。先崎議会運営委員長。

(議会運営委員長 先﨑温容登壇)

○議会運営委員長(先崎温容) 去る6月9日10時より議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

会期は、6月13日から23日までの11日間といたします。

第1日、本日はこの後諸般の報告を行い、財団法人田村市滝根観光振興公社の平成17年 度経営状況について外2件の報告を受けます。次に、議案第68号から第84号までを一括上 程し、それぞれ市長から提案理由の説明を求め、常任委員会委員の辞任に関する件を審議 し、散会する予定であります。 第2日と第3日は議案調査のため休会とし、第4日は一般質問を行います。一般質問は、 通告の順序により7人が行います。

第7日は、議案第68号から議案第84号に対する質疑を終えた後、議案、請願及び陳情の 常任委員会付託を行い、散会する予定であります。第7日の本会議散会後から第8日まで を各常任委員会の審査に充て、第9日を予備日といたします。

第10日は、議案整理のため休会といたします。

第11日の最終日は、付託議案の委員会審査結果報告を行い、それぞれ議案等を審議し、 閉会する予定であります。

以上で報告を終わります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宗像公一) ただいま議会運営委員長から報告がありました。

議会運営委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本定例会の会期等については、ただいま議会運営委員長の報告のとおり決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期等につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日より6月23日までの11日間とすることに決しました。

\_\_\_\_\_

日程第4 諸般の報告

○議長(宗像公一) 日程第4、諸般の報告を行います。

議会事務局長に報告いたさせます。白石議会事務局長。

○議会事務局長(白石喜一) 諸般の報告を申し上げます。

5件についてであります。

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成18年1月分、2月分、3月分、4月分の例月出納検査結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成17年度 定期監査の結果について、平成17年度工事監査の結果について、別紙写しとして配付のと おり監査委員から議長に対し報告書の提出がありました。よって、そのとおりご了承願い ます。

次に、議長会関係につきまして申し上げます。

去る5月11日、田村地方町村会館において、田村地方市町議会議長会が開催され、議長が出席いたしました。その内容につきましては、別紙、お手元に配付のとおりであります。

また5月24日、東京都において第82回全国市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。会長より提出されました議案につきましては、別紙お手元に配付のとおりであります。いずれも説明は省略させていただくことをご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき議案説明のための出席者は、別紙お手元に配付のとおりであります。

また、請願・陳情の受理についてであります。別紙お手元に配付の請願・陳情文書表の とおり5件が議長あて提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

\_\_\_\_\_\_

日程第5 報告第1号から日程第7 報告第3号まで

○議長(宗像公一) 日程第5、報告第1号財団法人田村市滝根観光振興公社の平成17年度 経営状況についてから、日程第7、報告第3号繰越明許費繰越計算書についてまでの3件 を一括して議題といたします。

この際、職員をしての議案の朗読は省略いたします。

報告第1号財団法人田村市滝根観光振興公社の平成17年度経営状況について、並びに報告第2号株式会社田村市常葉振興公社の平成17年度経営状況について、企画調整部長から報告を求めます。郡司企画調整部長。

○企画調整部長(郡司健一) 報告第1号、財団法人田村市滝根観光振興公社の平成17年度の経営状況について、ご説明申し上げます。

当公社は、平成2年10月の設立以来しばらくの間、旧滝根町から受託した観光事業を主たる目的とする施設等の運営に要する人的管理を中心に運営しておりましたが、平成14年度からは、このほかに賄い材料費や売店仕入れ費などを含め、より幅広い事業まで民間手法導入による経営改善の一環として受託し、管理業務の拡大と公社組織の充実を図ってまいりました。

それでは、3ページからになりますが、決算報告書により主な項目並びに決算額について申し上げます。

平成17年度事業につきましては、田村市から委託を受けた各関係施設等への職員派遣を含む事業運営に当たり、サービスの充実や食堂、売店の売り上げ増収、販売部による積極的な営業活動を通し、一定の成果を上げるとともに、職員研修による接客マナーの向上に努めてきたところであります。観光関連施設等への派遣職員数は、平成18年3月31日現在31名であります。

次に、収支計算書について申し上げます。

収入の事業収入は、受託金4億3,728万7,561円で、人的経費及び管理運営費に充当いた しました。基本財産運用収入1万8,032円は、資本金の利息であります。雑収入718円は、 事業運営にかかわる料金の利息であり、収入合計は4億3,730万6,311円となりました。

支出の部につきましては、事業費は総額で4億3,730万6,311円となり、収入合計と同額であります。うち人件費1億7,023万7,941円は、職員31名の給与と、並びにシルバー人材センターへの委託料であります。運営費2億6,706万8,370円は、各施設管理運営にかかる経費で、うち需用費には売店仕入れ費や食堂の賄い材料費が含まれております。役務費から公課費につきましては、主に各施設の維持管理、運営及び販売活動等に要する経常経費であります。

次に、正味財産増減計画書について申し上げます。

増加原因の部として、基本財産運用収入で資本金3,000万円の利息1万8,032円、事業収入で田村市からの受託金4億3,728万7,561円、雑収入で、運営事業にかかる普通預金の利息718円、合計4億3,730万6,311円であります。

減少原因の部として、事業費で1億7,023万7,941円、運営費で2億6,706万8,370円。 前期繰越正味財産額は0円で、期末正味財産合計額は3,337万6,344円であります。 次に、貸借対照表について申し上げます。

資産の部につきましては、流動資産として現金、定期預金など、資産合計額は6,334万5,193円となっております。

負債の部につきましては、未払い金及び預かり金であり、負債合計額は2,996万8,849円 になっております。

正味財産の部につきましては、正味財産は、基本金3,337万6,344円で、負債及び正味財産合計は6,334万5,193円であります。

次のページは財産目録であります。

なお、収入はすべて市の収入になっております。

あぶくま洞の入洞者は29万1,030人で、前年度対比97.47%。入水鍾乳洞の入洞者は2万8,839人で、前年度対比90.12%でありました。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人田村市滝根観光振興公社の 平成17年度の経営状況についてのご報告とさせていただきます。

次に、報告第2号株式会社田村市常葉振興公社の平成17年度の経営状況についてご説明 申し上げます。

当公社は、株主が前年同様の9団体、発行株数200株、資本金1,000万円となっております。そのうち田村市が102株を有しており、役員組織は、代表取締役を含めて取締役8名、 監査役2名で計10名であります。

それでは、決算報告書により、ご説明を申し上げます。

12ページからになります。

主な事業内容は、田村市から受託しているバンガロー等利用に伴う業務などのほか、スカイパレスときわレストランの運営、カブトムシ幼虫及び成虫の販売業務など公社独自の事業を加え、積極的に実施してきたところであります。

次に、損益計算書の経常損益の部につきましては、営業損益の部の売上高が6,811万1,692 円、業務受託料収入が1,809万5,248円であります。これは市からの委託料1,900万円から 消費税を除いた額が計上されております。

売上原価につきましては、合計で2,572万4,620円。売上高から売上原価を差し引いた売上総額が6,048万2,320円であります。

次に、貸借対照表について申し上げます。

資産の部につきましては、流動資産として現金・預金、売掛金、商品、立替金などで716 万6,495円。固定資産としては、有形固定資産と投資等で88万2,016円。これはプレハブ倉 庫や車両運搬具等の現在額であります。これら資産合計は804万8,511円となっております。

負債の部につきましては、流動負債、固定負債及び買掛金、短期借入金などであり、負債合計額が1,669万723円になっております。

資本の部につきましては、資本金が1,000万円、欠損金の当期末処理損失が1,864万2,212 円となり、うち当期の利益が103万6,311円、資本合計額は864万2,212円のマイナスとなり、 これら負債資本合計額は資産合計と同じく804万8,511円であります。

販売費及び一般管理費、16ページとなりますが、5,942万8,475円は、人件費が3,485万9,227円で、全体構成比の58.7%。外注費、水道光熱費など一般経費は2,456万9,248円で、

全体構成比の41.3%であります。

売上総益から販売費及び一般管理費を除いた営業利益が105万3,845円となります。営業 外収益及び営業外費用等により、当期における利益額は103万6,311円になります。

これにより、前期繰越損失1,967万8,523円から利益額を減額し、当期末の未処理損失合 計額が1,864万2,210円となりまして、この額が次年度へ繰越損失となります。

施設利用者の状況でございますが、平成17年度の利用合計は11万8,676人で、前年度対比 118.07%で1万8,166人の増加となっております。これは、全国的なテレビ放映等の影響 等もあり、特にカブトムシの森が大幅に増加し、それに伴い各施設の入場者が増加したものであります。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社田村市常葉振興公社の平成 17年度の経営状況についてご報告とさせていただきます。

- ○議長(宗像公一) 報告第3号繰越明許費繰越計算書について、産業建設部長から報告を 求めます。塚原産業建設部長。
- **○産業建設部長(塚原 正)** 報告第3号繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

繰り越しいたしました繰越額は、第8款土木費第2項道路橋りょう費、道路改良舗装事業、市道中島・番匠1号線の補償金500万円であります。その財源といたしましては、一般財源であり、船引行政局が施工してまいりました本路線の道路改良工事で支障物件となるたむら農業協同組合所有の倉庫と中部営農生活事業所の事務所の移転費用で、年度内に移転完了できないことから繰り越しを行ったものでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

日程第8 議案第68号から日程第24 議案第84号まで

○議長(宗像公一) 日程第8、議案第68号田村市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてから、日程第24、議案第84号福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び同組合規約の変更についてまでの17件を一括上程いたします。この際、職員をしての議案の朗読は省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。冨塚市長。

○市長(富塚宥暘) 本日、平成18年田村市議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともご多用のところご出席を賜り、まことにありがたく、厚く御礼申し

上げます。

本定例会には、田村市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例及び田村市下水道事業分担金条例の制定を初め、田村市国民健康保険税条例等の一部改正や、平成18年度一般会計及び各特別会計補正予算、財産の取得等17件の議案をご提案申し上げましたが、議案のご説明に先立ちご報告申し上げます。

去る5月16日午前2時12分、船引行政局西側庁舎裏の倉庫から出火し、木造倉庫26.5平 方メートルを全焼するという火災が発生いたしました。幸い火災報知機の発報により早期 に出火を確認し、田村消防署、地元消防団の速やかなる消火活動によりまして事務室等へ の類焼は免れ、出火元倉庫の被害にとどまったところであります。

出火原因につきましては、同日午前9時から福島県警本部、三春警察署、田村消防署により現場検証が行われましたが、職員の日ごろの出入りが少なく、火気の取り扱いもない場所であることから出火の原因が特定できず、不明とされたところであります。

この火災による損害につきましては、損失した倉庫は建築後30年以上経過した木造建築であり、評価額は不明でありますが、倉庫表側に設置してあったコンピュータ室空調機の室外機の2基の焼失によるエアコン更新の経費が116万円、焼失した倉庫の取り壊し処分、塗装などの経費が50万円、その他ガラス、ブラインドなどの復旧経費が16万円、合わせて182万円の経費を要したものであります。

また、倉庫に保管していた書類などは、過去に施工したほ場整備事業、土地区画整理事業などの設計等書類が主でありますが、直接的に市の業務あるいは市民生活への影響は少ないものと考えております。

今回の火災発生に際しましては、議会の皆様方を初め、市民の皆様方に多大なご心配と ご迷惑をおかけいたしましたことに、公共施設の管理者としての責任を痛感いたしており ます。この場をおかりいたしまして、心から深くおわびを申し上げます。

公共施設の火災など事故の再発防止につきましては、職員などに対して公共施設の防火管理の徹底と施設の総点検について改めて指示をいたしたところでありますが、今後もあらゆる機会をとらえて再発防止策を講じてまいります。

次に、平成17年度の各会計の決算見込み状況について申し上げます。

平成17年度田村市一般会計予算は、私の市長就任後の田村市議会6月定例会に合併旧5 町村それぞれが進めてきたまちづくりを継承する立場から、各町村において積算されたも のを基本とするとともに、私の市長選挙における公約の実現を目指した政策的事業を加え、 総額183億5,800万円の一般会計予算をご提案申し上げ、その後公共施設のアスベスト対策 事業費、合併記念イベントの経費、総合計画策定経費、道路改良舗装事業費、災害復旧費、 地域振興基金事業費などを追加し、最終予算総額は199億7,594万円となりました。

決算見込みにつきましては、歳入総額が199億8,841万2,000円、歳出総額196億1,484万6,000円、歳入歳出差引額は3億7,356万6,000円となり、繰り越し事業充当一般財源として500万円を繰り越しし充当することといたしまして、これらを差し引き3億6,856万6,000円の剰余金をもって決算できる見込みであります。

なお、剰余金のうち1億9,000万円につきましては、地方財政法第7条の規定に基づき財 政調整基金に積み立ていたしました。また、各特別会計につきましても、それぞれ黒字を もって決算できる見込みであります。

次に、公営企業である水道事業会計の経営状況について申し上げます。

平成17年度の経営成績をあらわす損益計算につきましては、収入額3億7,275万7,000円、支出額3億7,157万円で118万7,000円の純利益となり、前年度繰越欠損金3,773万5,000円と合わせた当該年度未処理欠損金は3,654万8,000円となる見込みであります。また、資本的収支におきましては、収入額1億2,144万円に対し支出額2億6,623万円となり、差引不足額1億4,479万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって補てんしてまいります。

田村市の財政を取り巻く状況は構造的に極めて厳しいものがありますが、このように一般会計並びに特別会計につきまして黒字をもって決算できる見通しを得ましたことは、議会の皆様初め市民の皆様方のご指導、ご協力の賜物でありまして、この機会に改めて厚く御礼申し上げます。

それでは、議案の大要についてご説明申し上げます。

初めに、議案第68号田村市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長期継続契約を締結することができる契約につきましては、地方自治法において従来各年度の予算の範囲における電気やガスの供給といったものに限られておりましたが、平成16年12月の地方自治法及び同施行令の改正に伴い、一定の条件のもと新たな長期継続契約の対象を条例で定めることができることとなりましたので、複写機、パーソナルコンピュータ等の事務及び教育用機器、ソフトウエア、車両などにかかる賃貸借契約並びに庁舎等の清掃、警備及び維持管理などの委託業務契約につきまして、長期継続契約の

対象とするため制定をしようとするものであります。

次に、議案第69号田村市下水道事業分担金条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、公共下水道事業の認可区域外から田村市下水道条例第21条の規定に基づき許可を得て接続する場合、分担金を徴収する規定がないことから、田村市下水道事業受益者負担金条例に準じて徴収するため制定をしようとするものであります。

次に、議案第70号田村市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、職員の勤務時間について、平成18年4月、人事院規則の改正が公布されたことに伴い、国に準じて休息時間を廃止するほか休憩時間の見直しをしようとするものであります。さらに、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務の対象範囲を拡大するとともに、放課後児童健全育成事業の出迎えについても適用するため改正をしようとするものであります。

次に、議案第71号田村市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、平成18年3月の地方税法の改正が公布されたのに伴い、平成18年4月1日から施行すべき事項について、去る第1回臨時議会において専決処分のご承認を賜ったところでありますが、平成18年7月1日以後に施行すべき改正事項についてご提案申し上げたものであります。

今回の改正の主な内容について申し上げます。

個人市民税について、所得控除の損害保険料控除を地震保険が含まれての地震保険料控除に改められる。また、所得割の税率につきましても、税源移譲に伴い累進的な税率構造から一律に市民税6%、県民税4%の、合わせて10%のフラット型とする改正であります。同時に、個々の納税者の負担が極力変わらないよう、所得税と個人市民税の扶養控除等人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置が講じられております。

そのほか、土地、建物、株式等の譲渡にかかる分離課税等についても税率控除を市民税 6、県民税4の割合にあわせる改正であります。

また、市たばこ税につきましては、1,000本当たり2,977円から321円アップの3,298円に、率にして10.8%。旧3級品では1,000本当たり1,412円から152円アップの1,564円に、率にして10.8%の引き上げとなります。

以上が改正の主な内容となっておりますが、細部につきましては、お手元に差し上げて おります田村市税条例の一部を改正する条例内容説明書によりご承知いただきたく存じ ます。

次に、議案第72号田村市税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、農村地域工業等導入促進法における特別工業導入地区について、工場誘致を図る観点から一定条件のもと固定資産税を3カ年免除する減免措置が平成18年3月31日で終了となったことから、同日付でさらに2年間延長とする総務省令が改正されたことに伴い、平成20年3月31日まで延長しようとするものであります。

次に、議案第73号田村市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、手数料を徴しない減免措置の戸籍手数料について、各法令にて条例が定めることができると規定されておりますことから、別表のとおり定めようとするものであります。 次に、議案第74号田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、障害者自立支援法が施行され、本年4月1日より自立支援医療費が創設されたことに伴い、従来の身体障害者福祉法による更生医療にかかる費用徴収金、児童福祉法による育成医療にかかる徴収金及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による通院医療にかかる負担金が廃止されたことにより、給付対象医療費を改めるものであります。また、「分裂感情病」が「統合失調感情病」に、「精神神経症」が「神経症性障害」などに疾患名称が改称されたことに伴い疾患名称を改めようとするものであります。

次に、議案第75号田村市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上 げます。

本案は、田村市国民健康保険運営協議会の委員の定数に、退職被保険者等の療養の給付等にかかる費用の一部が、被用者保険等保険者等の拠出金で賄われることから、被用者保険等保険者を代表する委員2名を加えようとするものであります。

次に、議案第76号田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し 上げます。

本案は、国民健康保険税につきまして、課税の対象となる世帯数、被保険者数、所得額、 資産額等の確定に伴い、応能割、いわゆる所得割、資産割50%、応益割、いわゆる均等割、 平等割50%の按分率を勘案し、それぞれの税率を改めるものであります。

また、その税率は合併協定書に基づき、医療分においては平成17年度に引き続き不均一

課税といたしたところであります。

以上の基本的な考えのもとに算定いたしました一般被保険者にかかる税率につきましては、田村市全体の被保険者で割り戻した1人当たりの保険税額は、医療給付費分が6万1,638円。前年度対比で1,215円、率にして1.93%の引き下げとなりました。また、介護納付金分、全被保険者にかかる1人当たりの保険税額は、2万1,743円。前年度対比で176円、率にして0.82%の引き上げといたしました。

これに伴い医療分及び介護分の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の税額をそれ ぞれ改め、均等割額、平等割額の改正に伴い、7割、5割、2割の軽減世帯の軽減額を改 めるものであります。

なお、滝根、大越、都路、常葉、船引各町ごとの税率等の詳細につきましては、お手元に差し上げております平成18年度田村市国民健康保険税算定状況によりご了承いただきたく存じます。

次に、税率以外の主な改正について申し上げます。

介護納付金課税にかかる課税限度額が8万円から9万円に引き上げとなります。所得税法等が改正されたことにより、公的年金等控除の最低保障額が140万円から70万円とされましたが、老年者特別加算として65歳以上の者の最低保障額に50万円が加算されて120万円とする特例措置、また2年間の激変緩和措置として引き下げた差額20万円を平成18年度は3分の2の13万円と現行の15万円で28万円を、平成19年度は3分の1の7万円と現行の15万円で22万円を控除する減額の特例、さらに租税条約実施特例法の改正に伴い利子及び配当にかかる住民税について、国内居住者である場合、個人住民税所得割を課税する規定が設けられたため、国民健康保険税の課税の特例規定を新たに設けるなど、所要の改正につきましてもあわせて行うものであります。

次に、議案第77号平成18年度田村市一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,208万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を199億9,208万5,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものについて申し上げます。

市税につきましては、国のたばこ税の税率引き上げに伴い、市たばこ税の税率を改正することにより追加いたします。

国庫支出金は、広域入所に伴う保育所運営費負担金及び国民健康保険税の低所得者に対

する支援として、平成15年度から3年間交付されてまいりました保険基盤安定負担金が平成18年度以降も継続して交付されることになりましたので、それぞれ追加するものであります。

県支出金につきましては、国庫支出金同様保険基盤安定負担金及び保育所運営費負担金など民生費県負担金を追加するほか、障害者小規模作業所運営費補助金の補助単価引き下げに伴う民生費県補助金を減額いたします。

なお、障害者小規模作業所運営費補助金につきましては、県の補助単価引き下げにかか わらず、本年度は田村市の財源をもって従来どおりの運営費補助金を交付してまいります。

また、農林水産業費県補助金につきましては、農業費補助金の確定に伴う減額及び森林環境税交付金創設による追加が主なものであります。

諸収入につきましては、いわき市からの保育所広域入所にかかる受託料及びコミュニティ助成事業助成金の追加であります。

次に、歳出の主な内容について申し上げます。

総務費の追加は、コミュニティ助成事業助成金交付決定に伴うものと予算の組み替えであります。

民生費につきましては、国県の保険基盤安定負担金交付に伴い、国民健康保険特別会計 繰出金を追加したほか、保育所の給食用備品購入のための追加であります。

衛生費は、斎場管理運営費の追加などであります。

農林水産業費につきましては、森林環境税交付金事業費などの追加であります。

商工費の追加は、スカイパレスときわの調理用備品購入費が主なものであります。

土木費は、予算の組み替えであります。

教育費につきましては、小学校特別支援教育介助員設置に伴う経費及び学校給食センターへの生ごみ処理機設置に要する費用の追加が主なものであります。

次に、議案第78号平成18年度田村市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご 説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,989万円を減額し、 歳入歳出予算の総額を41億9,351万円にしようとするものであります。

国民健康保険税につきましては、今後の医療費の動向は不透明でありますが、議案第76 号田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例で申し上げましたように、現時点で見 込まれます医療費の動向及び応能割、応益割を勘案して税率を改正することとし、医療分 では田村市全体では1人当たりの税額は引き下げとなりました。

歳入では、平成17年度の決算見込みにより2億1,700万円余の繰越金が生じる見込みでありますので、この繰越金を国民健康保険税の軽減の財源に充てることといたしました。

国庫支出金及び県支出金につきましては、老人保健拠出金について実績からそれぞれ減額するとともに、療養給付費等交付金及び繰入金並びに繰越金につきましては追加いたしました。

歳出におきましては、保険給付費を追加するとともに、老人保健拠出金及び共同事業拠 出金については実績から算定いたし、減額するものが主なものであります。

次に、議案第79号平成18年度田村市老人保健特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,173万3,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を45億7,003万3,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、平成17年度支払い基金交付金の精算に伴う償還金にかかる経費を計上いたしたものであります。

次に、議案第80号平成18年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご 説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ520万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7,220万2,000円にしようとするものであります。

地方債の補正は、滝根町簡易水道事業債の限度額を変更しようとするものであります。 歳入につきましては、平成18年度滝根町簡易水道施設整備費国庫補助金の内示があり、 一部事業の前倒しとなりましたことから、国庫補助金を追加するとともに、一般会計繰入 金及び簡易水道事業債を減額いたしました。

歳出につきましては、事業改良費を追加して、次年度事業として計画していた沈殿池場 内の電気計装工事等を今年度に施工するものであります。

次に、議案第81号田村市滝根町観光事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申 し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をかえずに、調理機器の更新のための処分料と備品購入費及びあぶくまの天然水充填器の修繕費用を追加し、予備費251万3,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第82号字の区域の変更についてご説明申し上げます。

本案は、平成12年度から都路町古道地区において県営事業で施工されてまいりましたほ場整備の経営体育成基盤整備事業、戸屋南地区につきまして、換地計画に基づき換地処分を施行するため、字の区域の変更をしようとするものであります。

次に、議案第83号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、去る5月25日に入札を行いました財産の取得について、議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるも のであります。

財産といたしましては、取得の目的、船引町巡回スポーツ車、大越町スクールバスの更新。取得する動産、中型バス42人乗り2台。いすゞガーラミオ。取得価格2,572万5,000円。取得の方法、指名競争入札による取得。購入の相手先、田村市船引町船引字臂曲24番地の1、大内自動車工業株式会社代表取締役大内公夫であります。

今回の購入につきましては、船引公民館に配置しておりますスポーツ巡回車及び大越公 民館に配置しておりますスクールバスについて、購入後12年及び16年が経過し、走行距離 からも安全運行の確保のため更新しようとするものであります。

次に、議案第84号福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び同組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、会津地区広域事業組合が平成18年9月1日付で、会津若松地方広域市町村圏整備組合に編入統合することから、同組合が同年8月31日解散により福島県市町村総合事務組合を脱退することにつきましての協議に関し異議がない旨議会の議決を求めるものであります。

以上、本定例会にご提案申し上げました17件の議案の大要についてご説明申し上げましたので、慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(宗像公一) これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、地方自治法第106条の規定により副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

**〇副議長(本田仁一)** 再開いたします。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。

日程第25 常任委員会委員の辞任の件

**○副議長(本田仁一)** 日程第25、常任委員会委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、26番宗像公一君の退場を求めます。

(26番 宗像公一議員 退場)

**○副議長(本田仁一)** 宗像議長から、生活福祉常任委員会委員を辞退したい旨の申し出が ありました。

お諮りいたします。

本件は、田村市議会運営に関する基準第115により、申し出のとおり辞任することに同意 したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇副議長(本田仁一)** 異議なしと認めます。よって、宗像議長の生活福祉常任委員会委員 の辞任は、同意することに決しました。

宗像公一君の入場を許可します。

(26番 宗像公一議員 入場)

**○副議長(本田仁一)** ただいま、宗像議長の生活福祉常任委員会委員の辞任は許可されま したので、報告いたします。

これをもちまして議長の職務は終了いたしました。

議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午前11時42分 再開

○議長(宗像公一) 再開いたします。

○議長(宗像公一) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前11時43分 散会